

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の給与に関する条例付則第21項等の規定による給料月額に				
	関する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 趣旨 東大和市職員の給与に関する条例付則第21項、第23項、第25項、第26項及び第27項の規定に基づき、定年の引上げに伴う給与の特例措置について、必要な事項を定める。</p> <p>(2) 主な内容 給与条例付則第23項の規則で定める職員、他の職への降任をされた職員に対する給与条例付則第25項の規定による給料の支給、特例任用後降任職員に対する給与条例付則第25項の規定による給料の支給、降任相当給料表異動をした職員に対する給与条例付則第26項の規定による給料の支給、特例任用期間降格等職員に対する給与条例付則第26項の規定による給料の支給、人事交流等職員に対する給与条例付則第26項の規定による給料の支給</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 国や都の制度との権衡を保ち、適正な制度運用を行うことができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。